

2021年（令和3年）9月30日

保護者 様

福山市保健福祉局ネウボラ推進部長

緊急事態宣言解除後の保育所等の対応について

平素より本市の保育行政に対し、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

政府が広島県に発令していた緊急事態宣言が解除されることを踏まえ、これまでお願いしていた御家庭での保育の協力依頼については、9月30日（木）をもって終了とします。御協力いただき、心から感謝申し上げます。

引き続き、保育所等においては、感染拡大防止策を徹底する中で開園してまいりますので、御家庭におかれましても、健康管理や感染防止に努めていただくようお願いいたします。

※ 欠席日数に応じた保育料の減免措置は、9月30日を持ちまして終了いたします。

1 2021年（令和3年）10月1日以降について

児童が感染した場合や濃厚接触者と特定された場合は、保健所や医師等から指示された期間、また、児童及び同居の御家族が保健所の指示によりPCR検査を受ける場合は、検査結果が判明するまで自宅待機をお願いします。この場合、保育所等の欠席日数に応じて、保育料を減免します。なお、保育所等を通じて状況を確認するため、手続は不要です。

2 保育の安心安全を確保するため、次の点について御留意くださるようお願いいたします。

- ・発熱や風邪症状がある場合は、登園を控えていただくようお願いいたします。
- ・感染者が発生し、臨時休園している場合は、休園期間中に他の保育所等の利用（休日保育を含む。）は控えていただきますようお願いいたします。